

イギリス会計制度における包括規定の役割 ——「真実かつ公正なる概観」規定の現代的機能と限界——

松 浦 良 行

1. はじめに

会計はビジネスの言語である。会計を表現するときにしばしば使われる文句である。こうした認識に立つならば、表現すべき対象であるビジネスの劇的な変化が現在進行形である今日、会計も大幅な見直しを余儀なくされることとなる。

デリバティブズなどの新しい会計事象に対しては、各国の規制主体、すなわち商法あるいは会社法等の立法当局あるいは会計基準設定主体は問題解決のための方法を模索している。新しい経済事象への個別的対応の一方、アメリカの会計基準設定主体であるFASBが公表した、いわゆる概念フレームワークの構築などによって、今後登場するであろう様々な事象も含め、多くの経済事象に対して首尾一貫した対応を実現すべく努力が続けられている。後者のような包括的な枠組み作りが近年とりわけ希求されている大きな要因として、個別的な対応のみによっては、会計制度に抜け穴が生じ、企業に会計数値を自由に操作しうる裁量の余地を与えてしまうということをおこなうことができる。

現在模索されている概念フレームワークほどの精緻さはないとはいえ、イギリスでは古くから包括的に会計実務を規制するための条文が会社法に盛り込まれていた。それが、「真実かつ公正な概観(true and fair view;以下TFVとする)」にかんする規定である。

T F V規定は、イギリスの会計制度のきわめて大きな特徴であり、我が国でも歴史的変遷や意味内容について数多くの優れた研究がなされている¹⁾。本稿ではこれらの研究とは幾分視点を変えて、現代のように環境変化が激しいときに包括的な会計規定の位置づけがどのように変化し、また現在の機能の仕方が概念フレームワークに代表される、近年の会計規制の潮流に対してどのようなインプリケーションを有するかを考察する。

II. 分析の枠組み ～2つの規制アプローチ～

T F V規定の役割にかんする検討に入る前に、まず分析の枠組みを示すことが有用であろう。本稿において用いる枠組みとは、形式主義的規制対実質主義的規制という、2つの規制アプローチの対比である。以下では、これら2つのアプローチそれぞれについて簡単に説明を行うこととする²⁾。

(1) 形式主義的規制アプローチ

Schauer(1988)は、形式主義を以下のように定義している(p.510)：

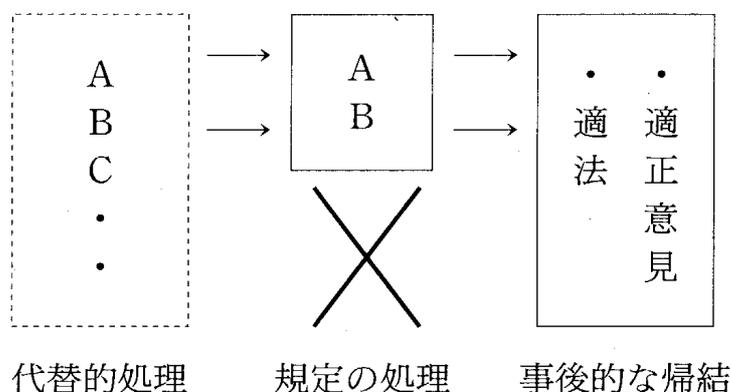
形式主義の核心は、ルールに従って意志決定を行うことにある。形式主義とは、形式主義の欠陥と考えられていること—センシティブな意志決定者が本来考慮する必要があると考える要素を、考慮外に置かせること—を行うことで、ルールが厳格な「ルール性」を獲得する道筋である。

このように形式主義を理解すれば、意志決定局面において、意志決定当事者がどのような要素を考慮するか、さらにはそのルールの適用が妥当と考えているかということとは無関係に、きわめて機械的にあるルールが適用

1) T F V規定の歴史は、1844年会社登記法第35条で、会社の「完全かつ公正な(full and fair)」貸借対照表の作成が要求されたことに端を発する。その後文言自体はいくらかの変遷を経て、1948年会社法でT F Vという文言が用いられるようになった。こうした点に関する我が国の研究として、友岡(1985)、西山(1988)、千葉(1991)および山浦(1993)などがある。

2) 2つの規制アプローチにかんするより詳細な議論は、松浦(1995)を参照されたい。

図1 形式主義的会計規制のイメージ



されることとなる。このような思考に基づいて規制を行うと、意志決定局面における統一性、首尾一貫性及び予測可能性が向上することになる。

しかしこうしたアプローチが過度なものになると、創造的従順(creative compliance)という問題が生じる。McBarnet and Whelan(1992)によれば、創造的従順とは形式主義的規制を逆手に取り、様々な手段を用いて規制の目的を回避あるいは蝕むことを意図する行為である。

会計制度にこの議論を適用すれば、オフバランス問題などの規定の抜け穴の問題に通じることがわかる。規定を字義通りに適用し、様々な活動を規制のドメイン外に置くことで、企業は自らにとって好ましい会計数値を生み出すことが可能になる。こうした規制アプローチを採用することで、処理の予測可能性は向上することは間違いないが、会計数値が企業の実態を示しているかについて嫌疑をかけることが可能となる。こうした形式主義的な会計規制体系は、図1のように示すことができる。

ある事象について様々な処理の代替案が存在している場合、そのうち制度で認められている方法に則って処理すれば、その結果作成される財務諸表等は規定の遵守面からみれば全く問題がなく、適法あるいは適正なものとして位置づけることができる。

しかし、Schauer(1988)が指摘しているように、個別的な規定は将来を織り込んだものではないため、新しい経済事象が日々登場してくるような状況では、形式主義的規制戦略に則った会計制度は、すべての取引に対応で

きるという意味での「完備(complete)」したものとは言い難い³⁾。よって規制の範囲外に置かれる取引が多く存在し、それを用いた創造的従順行為が容易なものとなり、そうした取引が増大に依りていくにつれ、会計制度は企業の状態を示す手段としては機能不全に陥るリスクも増大していくと考えられる。

(2) 実質主義的規制アプローチ

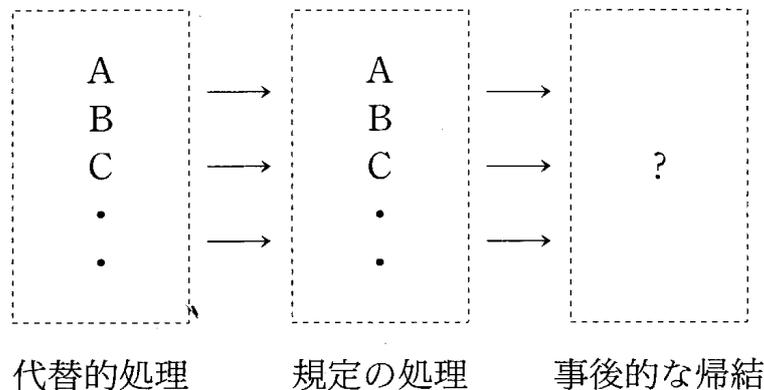
会計制度を取り巻く経済環境の変化が激しいとき、情報提供手段としての有効性を失うリスクが増大するならば、会計制度は形式主義的規制戦略とは対照的な規制戦略の採用を検討する必要がある。それがここにいう実質主義的規制アプローチである。

McBaret and Whelan(1992)は、実質主義的規制戦略遂行のための方法として、①規制目的を強調すること、②比較的(線引きが)曖昧な規定を設けること、そして③業界の申し合わせや実務界が作成する指針など、規制体系においてより下位のものの自主的な規制に規定の運用を委ねること、などをあげている。こうした規制を行う場合、規制される側や規制体系で下位にあるものは、規定を適用するに当たり、様々な要因を考慮しそれらを規制目的に照らしながら、ある事象にかんする意思決定を行う必要がある。

しかし、過度な実質主義的規制戦略の追求にもまた問題がある。それは、Kress(1992)で言及されているように、この戦略を採用した場合に生じる法的な不確定性である。先にも述べたように、この規制戦略を採る場合当事者の意思決定が必要不可欠な要素である。会計的な文脈で考えると、企業は様々な事象を考慮して自らが最も適切であると考えられる方法で、ある経済事象を処理することが求められる、という意味になる。しかしながら、様々

3) 以下の記述においては、規制戦略という用語と規制アプローチという用語を同義で用いている点に注意されたい。

図2 実質主義的会計規制のイメージ



な事情を考慮して意思決定するとしても、その結論は監査人あるいは規制する側と一致するか否かは不確定である。

企業の側の意思決定をあらゆる意味で是認するのならば、客観性が必要とされる会計という実務では、比較可能性や首尾一貫性といった重要な属性に嫌疑が投げかけられる。逆に処理法に何らかの方向性を持たせることを意図すれば、事前に実務の処理が予測できないために、規制する側に残された選択肢は事後的に規制することのみである。この場合、いかなる処理をすれば問題視されるかが不明であるという意味での正統性の問題が生じる。このように、実質主義的規制戦略は重大なジレンマを内包しているのである。この規制戦略のイメージは、図2のように表すことができるだろう。

(3) 2つの規制戦略の関係と分析方法の限界

これまで述べたように、いずれの規制戦略を採用してもそれぞれに固有の問題点があり、いずれの戦略を採用するのが望ましいか、という点について普遍的な結論は導くことはできないように思われる^{4),5)}

4) 安藤(1995)は、幾分異なる視点からの分析に基づいて、同様な含意を示している。

5) 本稿で用いる分析の枠組みをより会計的に翻訳すれば、この問題は古くからの会計処理にかかる「裁量対統一」論争の構図を拡大したものであるといえる。こうした伝統的な論争の例として、たとえばR&Dなどの会計事象の代替的な処理法をいくつ認めるのか、という問題があげられる。

すなわち、ある程度の形式主義的な規定(たとえば定量的な規準や方法・状況の特定化)は数値の客観性等の維持のためには必要欠くべからざるものであるが、環境変化にさらされている企業実態の開示のためには、会計制度にある程度柔軟性を付与する実質主義的規制アプローチを導入する必要がある。

したがって、全体の会計制度は両戦略に基づいた規定や機構、あるいはその運用方法の複合物であると考えられる。その場合、ある会計制度の全体像、あるいはある会計規定は、2つの規制戦略を厳密に追求した場合の理念的なそれらの形を両端に取ると、それらを結ぶ直線上のある点に位置づけることができる。

このことに関連して、分析枠組みの限界についても言及しておく必要があるだろう。上で述べたように、現実の制度は両戦略に基づく方策の複合体であると捉えているが、静的にみるならば、TFV規定のような例外を除き、ある機構や規定あるいはその運用方法が、どのような規制戦略に基づくものかは、まさに解釈の問題となる点である。したがって、必然的に分析対象に動的なアプローチをすることとなる。本稿においても、このアプローチを採用している。

以上のような分析フレームワークを前提として、TFV規定について考察していくこととする。

III. TFV規定の実際と3つの命題

TFV規定の考察を始めるに当たり、まず実際の規定について示しておくことが重要であろう。現行のイギリス会社法は1989年改正のものであり、TFVについて以下のように規定されている：

第226条

(1)省略

(2)貸借対照表は会計年度末の当該会社の財務状態のTFVを示さなくて

はならない。損益計算書は当該会計年度の損益にかんする T F V を示さなくてはならない。

- (3) 会社の個別計算書類は、貸借対照表及び損益計算書、また計算書類への注記によって提供される追加的情報の形式と内容に関し、(会社法) 第 4 付則の規定に従わなくてはならない。
- (4) 当該付則の規定及び会社の個別計算書類あるいは計算書類への注記に含まれる事項にかんする本法のその他の規定の遵守が T F V を提供するに十分でない場合、必要となる追加的情報が計算書類あるいはそれらの注記において提供されなくてはならない。
- (5) それらの規定を遵守することが T F V 提供の要請と整合しない特殊な場合、取締役は T F V を提供するに必要なる程度まで当該規定から逸脱しなくてはならない。
そうした逸脱の詳細、その理由及び影響について、計算書類の注記で示さなくてはならない。

(強調文字は筆者)

連結計算書類についても、第 227 条で同様の規定がなされている。この規定により、いかなる計算書類も T F V を示すことが目的であることがわかる。またこの規定が実質主義的規定と位置づけることができるのは、T F V という概念自体の不確定性のため、いかに処理すべきかの判断が計算書類を作成する側に委譲されているからである。

前節でも述べたように、単に包括規定のみが存在し、細目規定が存在していない状況では、会計実務はきわめて多様なものとなる。T F V 規定の前身あるいは T F V 規定自体も、かつて実務が未成熟なときには、そうした多様性を許容する規定であったと解されている⁶⁾。

現在の T F V 規定では、細目規定からの逸脱については、より限定的な見方をとっていると考えられる。すなわち、第 226(4) に規定されているように、まず追加的情報の提供を求め、同条(5)において追加的情報では不十分な場合に、細目規定からの逸脱を求めている。

6) 様々な実務を許容していた会社法の背景には、レッセ・フェール思想すなわち規制当局に自由放任主義的な思想があったとされる。この点については、山浦(1993)を参照されたい。

解釈の問題として、ある取引あるいは事象に関して、(4)と(5)のいずれの場合に該当するのかの線引きは、検討に値する重要な問題である。ともあれ、本稿では主要財務諸表に対する影響の観点から、(5)の逸脱行為に注目して分析を進める。

IV. T F V 規定の見方と細目規定

繰り返し述べてきたように、イギリスにおける目的規定の歴史は決して短いものではない。しかしながら、これら目的規定、今日でいえばT F V 規定の意味内容について、規制する側が明確に定義が下したことはなかった。従前の分析から明らかなように、T F V 規定が実質主義的規制戦略のメリットを発揮するためには、ある程度の曖昧さは不可欠である。したがって、T F V が何を意味するかは、実務家あるいは学界さらには裁判所などの解釈に委ねられることになる。T F V 規定の意味内容に直接言及した判例は存在していないため、以下では、学界における解釈と実務界のそれについての分析に限定する。

(1) T F V にかんする3つの命題

Walton(1991)は、T F V の意味について書かれた文献を包括的にサーベイし、T F V の命題にかんする主張を3つに分類し、それらについて説明を加えている。まず、これにしたがってT F V の分類を考察する。ただし、これら3つの命題は相互排他的なものではなく、複合的な命題になりうるものとされる。

①法律上の補完規定：

この場合、T F V は会社法の(付則を含む)その他の規定で明示的に予測されている以外の状況をカバーするための規定と位置づけられ、ある程度法の精神をも示すものとされる。T F V をこのように解釈すれば、通常の場合には会社法の測定と開示のルールを遵守し、計算書類を作成することが適法性を満たすために十分ではあるが、ある者が細目規定を

用いて意図的に誤解を招く数値を公表することをさけるため、追加的な情報開示あるいは細目規定からの逸脱が求められていることになる。

②独立の概念

この場合、TFVは会計人が追求すべき高次の目標とされる。それは会計技術が発展すべき方向にかかる理念であり、かつ会計規定の設定や個別事例の処理における意思決定のコンフリクトを解消するもので、会計ルールとは独立に定義づけられる。

③一般に認められた会計原則（以下GAPとする）

この場合、会計原則は首尾一貫した原則の集合ではなく、測定問題への実践的対応の集合、という見解が前提となる。したがって、TFVの意味は実務的経験によって修得されるもので、実務の進展とともに若干の再定義が行われることとなる。

文献サーベイの結果、Walton(1991)は②の命題が望ましいとしながらも、現実的には会社法で最低限の規定のみを設け運用に柔軟性を持たせつつ、詳細の構築は専門家に委ねることが、TFVにかんする一般的な解釈であるとしている⁷⁾。これは、上記①と③の命題の組み合わせを意味する。

これを敷衍して説明すると、以下のようなになる。会社法の細目規定の遵守を基本とするが、全般的な環境変化や個別的問題に対応するほどフレキシブルにそれらの規定は改正されない。そこで生じる問題点については、会計専門家の作成する会計基準や彼らの自主的判断に任せてTFVを実現するという会計規制が、TFVを最上位概念としたイギリス会計制度の姿である、という理解になる。

(2) イギリス会計制度の構造とTFV

TFVの命題にかんする一般的見解が上のようなものであるとすると、会社法で規定されている会計処理にかんするその他の規定だけでは、計算書類の作成にあたりTFV提供のために十分でないことに、コンセンサスが得られていると考えられる。そこで、会計専門家が何らかの役割を果た

7) 本稿では言及していないが、Flint(1982)、およびRutherford(1985)も、同様な結論を導いている。

すことになるわけだが、彼らが個々に判断を下すことは、会計数値の客観性の維持という点に注目すると、望ましいこととはいえない⁸⁾。そこで、彼ら専門家集団が作成する会計基準の必要性がでてくるわけである。

イギリスにおいて、相当程度の強制力を持ちはじめた会計基準と認知されているのは、1971年に当時の会計基準設定主体であるA S C (Accounting Standards Committee)が初めて公表したS S A P (Statement of Standard Accounting Practice)である。ここにいたって、現在のイギリス会計制度の原型が構築されたことになる。

T F Vにかんする①と③の複合命題を前提とすれば、会社法の細目規定と専門家の作成した処理指針であるS S A Pの併存は、当然のこととして認知されることになる。会計基準の存在は、会社法が形式主義的規制の問題点に陥ることなく有効性を維持するために必要不可欠なものなのである。こうした考えにたった場合、S S A Pに求められるのは、会計処理の統一性や予測可能性の向上であり、状況変化に応じてフレキシブルに基準を追加・変更することである。逆説的にいえば、S S A Pが有効に機能し、かつその権威を維持するためには、会社法での細目規定がS S A Pほどに詳細であってはならない、ということになる。

もし会社法の細目規定とS S A Pが、同一の経済事象について異なる要求をすれば、必然的に両者の間にコンフリクトが生じる。このような状態になった場合、包括規定であるT F Vは①と③の命題を所与としたときに、どちらを優先すべきかを指示するものではない。会社法にT F Vという実質主義的規定が存在し、かつそれが状況に応じて細目規定からの逸脱を要求するが故に、細目規定とS S A Pの位置づけはまさに解釈の問題となる。次節では、こうした規制上の問題について、イギリス会計制度がどのように対処したかについて検討する。

8) たとえばM&Aにかんする1970年初頭までの処理の多様性については、Lee(1973)を参照されたい。

V. 規制戦略のシフトと環境変化

(1) EC指令導入の影響

会社法の細目規定とSSAP間のコンフリクトは、1980年代以降クローズアップされることとなった。そのきわめて大きな要因として、EC指令を会社法に導入したことがあげられる。計算書類にかんするEC指令の導入は、イギリスとはきわめて対照的な、大陸的会計規制の浸食を意味する⁹⁾

まず1980年会社法では、EC第2指令が導入され、第39条(現行法第263条)において、債権者保護の観点から分配可能利益が(累積)実現利益として定義された。さらに第4号指令を適用した1981年会社法では、第8付則(現行法では第4付則)の第12条において、GAPにしたがって計算された利益が実現利益であると定義された。また、第4指令の導入によって、実現可能利益計算目的の評価原則や計算書類様式等にかかる厳格な規定が設けられた。

イギリスにおいては従来分配可能利益や配当にかかる問題は、裁判において処理されるべき問題であると位置づけられ、会社法がそのための計算方法を規定したことはなかった。会社法においてそのための計算をいったん規定することになると、計算された数値自体が利害調整の基礎となるので、厳格な計算規定を設ける必要が生じてくる。したがって、第8付則が設けられるに至ったわけだが、ここで上述の会社法の細目規定とSSAPの規定間のコンフリクトが生じることとなった。たとえば、棚卸資産の期末評価額決定のさいの後入先出法の採用の適否や、工事進行基準による収益認識の問題などが両者の対立点として顕在化したのである。

現行法第4付則のような厳密な規定が設けられたのは実現利益算定目的であり、実現利益とTFVの関係についても未だ確定的な解釈は存在して

9) EC指令のイギリス会社法への導入状況の詳細については、Nobes(1983)を参照されたい。

いない。とはいえ、会社が作成することを求められている計算書類は通常一つであり、かつその計算書類の作成にあたり実現利益計算目的の第4付則を遵守することが求められていることから、GAPの遵守はTFVを構成すると推定される。この場合、GAPのドメインを会社法の付則のみに限定するのか、あるいはSSAPを含むかについて議論が生じることとなった。

(2) GAPとしてのSSAP-コンフリクト解消のプロセス

上述の問題について、当時の会計基準設定主体であるASC(Accounting Standards Committee)は、法曹家に意見を求め、それを共同意見として公表した(以下ではHoffman and Arden(1983)として言及する)。

Hoffman and Arden(1983)は、計算書類がTFVを表示しているか否かの判断は、最終的に裁判所が行うものであるとしながら、裁判所が判断材料として専門会計士の通常の実務に注目しているとする。計算書類が読者の合理的期待を満足するだけの、質的・量的に十分な情報を盛り込んでいる限り、それはTFVを示していると推定されるが、会計人は企業の置かれた状況に照らした場合、いかなる計算書類がTFVを示すかを判断できるのみならず、読者の期待は会計人の実務によって形成されるものだからである。SSAPは法的意味はないにせよ、裁判においてTFV提供の明白な証拠となり、SSAPからの逸脱はTFVを示さないと考えられる、と述べている。

さらに、Hoffman and Arden(1983)はTFVの概念が動的なものであるのに対し、会社法の細目規定は静的なものであり、環境変化に応じて適宜に改訂されるSSAPが、会社法の付則の内容を陳腐化させる可能性があることも示唆している。この見解は、イギリス裁判史上初めてSSAPからの逸脱の違法性が争われた、Lloyd Cheyham & Co.ltd. v. Littlejohn & Co.の判決でも示されている¹⁰⁾ SSAPの法的認知が進む中、ASCがSS

10) [1986] P.C.C.389,

A Pの法的効力を真に追求するならば、究極的に行き着くところは会社法体系でそれらが明示的に認知されることである。

会計基準の有効性向上のための構造改革を提言した、ディアリング委員会の勧告も影響して、1989年会社法第256条(1)において、会計基準が初めて法的枠組みの中で認知されるに至った¹¹⁾。また、同会社法第4付則第36A条では、会計基準に準拠しているか否かを財務諸表で示すことが要求されている。さらに、1990年会計基準(特定団体)規制第2条では、会社法第256条(1)のもとでの基準設定主体として、A S Cを発展的に継承したA S B (Accounting Standards Board)が認知された。

こうした変化によって、過去にA S Cが公表したS S A P、およびA S Bが公表するF R S (Financial Reporting Standards)のG A Pとしての立場はよりいっそう鮮明なものとなった。いいかえるならば、会計基準の遵守はT F Vの提供につながると見なすことが、直接的な表現ではないにせよ、会社法の枠内で許容させることとなったのである。

さらにA S Bを中心とする新しい会計規制システムでは、会計基準の拘束力確保のため、新たにF R R P (Financial Reporting Review Panel)という機関が設立された。F R R Pの役割は、会社が作成した計算書類が会社法規定に違反して、会計基準および会社法の細目規定から逸脱していないかを審査し、重大な違反があればその変更を企業に要請し、また必要があればその事実に基づいて裁判所に告発することである。この機構改革は、会計基準設定主体はE C指令導入によって幾分不明確になりかけた会計基準の位置づけを、自らによってもより強固なものにしていく努力の一環としてとらえることができるだろう。

11) この内容については、The Review Committee(1988)を参照されたい。ディアリング委員会の勧告を受けて新たに成立した規制体系は、F R C (Financial Reporting Council) — A S B体制と呼ばれている。この体制の下での各機関の役割は、F R C (1991)を参照されたい。また、田中弘(1993)によって、この体制の詳しい紹介がなされている。

もちろんこうした機構改革によっても、従前指摘した会社法付則の規定と会計基準の規定間のコンフリクトが解消されたわけではない。しかしながら、会社の計算書類の適正性の判断がFRRPに委譲されるならば、会計基準の一定の優位性が期待できることとなろう!¹²⁾ 前節(1)で指摘したように、会計基準が環境変化によって適宜改訂され、状況に応じて望ましい会計処理を規定することで、その有権性は向上することが予測される。

(3) 規制構造変化と形式主義的規制の限界

いうまでもなく、上述の変化は会計基準設定機関自らが望んだものであり、その立場に立ってみるならば、会社法での認知は革新的な出来事であると考えることができる。本来プライベート・セクターに属するASBの法的認知は、実体的な側面に注目してイギリス会計制度のあり方を考察する上では重要な転換点と位置づけられる。

しかしながら、会社法の細目規定の拡充と会計基準間のコンフリクトとその後の変化は、全般的な会計制度を規制戦略に基づいて評価した場合、同一方向へのシフトととらえることができる。いいかえるならば、形式主義的規制戦略のイギリス会計制度への浸透である。

EC指令導入により、1980年会社法で認められる会計処理法が明示され、1990年前後の会計基準にかんする変革では、企業側での会計基準の遵守度合いを向上させることが意図されていた。すなわち、いずれの変化も会計処理の予測可能性を高める、あるいは計算書類間の比較可能性を高める方向へと会計制度をシフトさせていく動きと位置づけられる。

会社法に具体的な処理規定がなく、会計基準のみが実務的な指針として存在するがその法的根拠が不確かであり、かつ規制当局等が企業の計算書

12) FRRPが創設されて以来現在まで、企業の作成する計算書類がTFVを示しているかを決定する権限は、実質的にFRRPに委譲されており、その監督主体である通産省が、上述の点に関してFRRPに先立ち何らかの行動を起こしたことはない。

類に積極的な介入をしないでしょう¹³⁾ 企業が自らがTFVを提供すると信ずる会計処理法を選択あるいは創出し、それに基づいて処理することは監査意見について問題は生じることはあっても、適法性についての問題は生じないということになる。

しかし、会社法の細目規定が具体的な処理法を提示するようになると、それが適法な処理の準拠点として機能することとなり、規定されている方法を選択する限り規制当局などから訴追されるリスクはきわめて低いことになる。さらに、会計基準についてもそれを遵守する限り、FRRPによる告発のリスクがきわめて低いこととなる。このように考えるならば、もし企業が計算書類の作成についてTFV提供のために会計規定から逸脱するよりも、訴訟等による潜在的なコストの方が大きいと判断する場合、会社法の細目規定と会計基準のいずれをも満たすような計算書類を作成することになる。

現行のイギリス会計制度は、運用次第ではこのように機能することが可能であり、その場合企業の作成する計算書類はきわめて統一性の高いものであることが予想される。そして、会計規定に真の意味で有権性を持たせることを意図するならば、会計制度をこうした方向へとシフトさせていくことが望ましいということになる。

IIIでも述べたように、「通常の」場合TFVとは、GAPを遵守するという意味で理解されており、その意味ではGAPの地位の向上は望ましいことである。そこで、会社法の細目規定の改正に限界があるならば、会計基準に求められるのは、環境変化に応じて適宜処理規定を変更・追加することである。企業を取り巻く環境変化と歩調を合わせ、会計制度の具体的規定が変化していくことが必要となるのである。

もし企業を取り巻く環境変化に、会計基準ひいては会計制度が十分キャッチアップできないと考えるとどうなるだろうか。その帰結は、創造的従

13) これについての唯一の例外はアーガイル事件といわれるものであり、稿を改めて詳細に論じることとする。

順の横行あるいは計算書類が企業活動のごく一部しか示さない、という意味での会計制度の機能不全である。

きわめて皮肉なことに、会計規制の形式主義的方向へのシフトが進む一方で、1980年代中頃からイギリス企業を取り巻く経済環境はめまぐるしく変化した。代表的な物だけをあげても金融商品の多様化、企業間関係の変化、あるいはM&Aとその背景にある無形資産の重要性の増大など、きわめて劇的かつ短期間に企業運営のあり方を根本から揺らがすような変化が同時並行的に押し寄せてきた。これらは不可避的に会計処理の抜本的見直しを要求するに至った。上の各事象はそれぞれ、実現概念の再考、連結範囲の再考、そして営業権及び無形固定資産の評価といった問題を投げかけた。

こうした問題は会計処理の全体的枠組みの変化をも伴うものであり、対処療法的に規定を改正するだけでは十分ではなかった。形式主義的方向に会計制度がシフトし、かつその有効性を保持するために必要な、迅速な規定の改定は行われることはなかったのである¹⁴⁾

EC指令や国際会計基準等に代表されるような、計算書類の比較可能性の向上への圧力、そしてイギリスの会計基準設定主体の正当性確保に向けての努力は、規制構造を形式主義的なものへとシフトさせていく要因として機能した。しかしながら、会計制度が描写する経済環境は、形式主義的規制戦略では十分対応できないほどダイナミックな動きを示したのである。

VI. 判断の「場」としてのTFV

すでに述べたように、伝統的なTFVの意味とはGAPの遵守であった。

14) これらの問題の解決に向けて、会社法あるいは会計基準の改正・追加が行われたのは1990年前後になってからである。たとえば連結会計については、EC第7指令を導入した1989年改正によって会社法規定が変化し、会計基準については1990年に公表されたFRS 2『子会社の会計』がそれ以前のSSAP14『連結計算書類』に取って代わった。

しかし、環境変化に会計規制の進展がキャッチアップできないのであれば、これは計算書類の有用性に重大な疑義を差し挟む余地を与えることになる。

この事態を問題視し、その改善を意図するならば二つの選択肢がある。一つはTFVの意味内容の変質を促すことであり、今一つは細目規定の陳腐化を防止すべく規定自体を概念的なものにしていくことである。この二つの方法は相互に関連しながら、現実には規制体系に浸透しつつある¹⁵⁾

(1) TFVの意味変化の方向性

IIIで検討したWalton(1991)の研究を再び思い起こせば、TFVの見方には三つあり、TFVをGAPとみることはそのうち二つの複合命題であることになる。したがって、上述の文脈で考えるならば、TFVの意味内容の変質とは、今一つの命題、すなわち会計人が追求すべき高次目標としての意味をもTFVの概念に取り込むことである。

本来的に、TFVはあらゆる細目規定に優先する規定である。したがって、細目規定が有効に機能しないと推定される場合、計算書類の作成にかかわる人々が独自に判断し、細目規定から逸脱することが必要となる。会社法第226条(5)から明らかなように、TFVは容認規定ではなく、状況次第では逸脱を行わなければ違法な計算書類の作成につながってしまうのである。

こうした見方は、従来までのGAPとしてのTFVという見解を否定するものではない。客観性という計算書類に不可欠な属性を考えた場合、GAPとしてのTFVという命題の軽視は、会計自体の有用性の喪失につながるからである。むしろTFVの解釈に係る論争が、それ以前の何がGAPを構成するかという問題から、それを所与とした上で新たな問題が焦点となったと考えるべきである。

15) 後者の選択肢に関する規制アプローチ的分析の具体的な適用例として、松浦(1994)を参照されたい。

(2) 現代的会計目標の本質

現代的なT F Vの意味内容の変化を上のように考えるとき、まず検討すべきなのは会計目標をどのように考えるかということになる。近年会計の世界で支配的な思考としてあげられるのが、経済的実質優先思考である。この用語が会計において初めて用いられたのは、かつてアメリカの会計基準設定主体であったA P B (Accounting Principles Board)が1970年に公表したステートメント第4号においてである。A P B (1970)では、経済的実質について次のように述べられている(para.127)：

F-12 形式より実質：財務会計では、法的形式が経済的実質とは異なり、それらが異なる処理を求める場合には、事象の経済的実質を優先する。

一般に、会計処理の対象である事象の経済的実質は法的形式と合致する。しかし、実質と形式が一致しない場合もある。そうした場合、会計人は事象の形式でなく実質を強調する。それにより、提供される情報が、その対象である経済事象をいっそう適切に反映した物となる。

この引用でも強調されているように、経済的実質優先という考え方はしばしば法と会計の対立という文脈で用いられる。つまり、取引の法的形式あるいは会社法の規定を遵守するのではなく、取引の本質に注目して会計基準を設定することの根拠として用いられているのである¹⁶⁾

そうした側面を否定するものではないが、経済的実質優先思考について考える際、必要以上にこの側面を強調することは問題の本質を見誤らせるものである。それは、こうした見方は法が静的なものではない点に、十分配慮していないためである。現在会計の世界で経済的実質優先思考といわれるものが法体系にも導入されたとき、こうした構図ではその思考の本質は見えてこない。

そこで、会計制度全体にとって経済的実質とは何かについて一定の理解

16) 日本における経済的実質優先思考を巡る問題については、近年のリース資産化論争で見受けられることができる。リース資産化反対論の主張の一つに、貸借対照表は企業の所有する財のみを示すべきであり、その点を鑑みるとリースの資産化を定める会計基準の作成は適切でない、というものがあつた。こうした論争は、田中建二(1991)に簡潔にまとめられている。

をする必要がある。Freedman and Power(1992) は、この点について次のように述べている(p.8)：

法曹家は必ずしも（経済的一筆者）実質を軽視しているわけではなく、法的権利や法的関係を基礎とした彼らなりの「現実」に関する概念を有している。一方で、一部の会計人にとって、会計的実質は経済的実質とは異なるものであるように見受けられる。ある取引の事実とは、はなはだ曖昧なものなのである。

T F Vの命題として、高次目標が優勢なものとなり、かつその現代的な意味が経済的実質優先ということになることの本質が、この引用から明らかになる。経済的実質という用語を用いるか否かにかかわらず、それが取引の実質を表すという意味であるならば、必然的にその実質について誰かが判断する必要がある。その判断は、法曹家と会計人の間で相違が生じるだけでなく、同じグループに属する者同士でも差異が生じるものなのである。

Chopping and Skerratt(1994)は、この考え方に基づいてT F Vを次のように解釈している(p.24)：

（経済的実質優先思考に基づく一筆者）会計処理は、変化する経済環境の中で自らの経済状態を反映し続けるため、発展し変化し続ける必要があるとの見方を意味する。この見方に立てば、企業は財務諸表を作成する際、常に根本的な会計原則に立ち返る必要がある。

会計基準及び会社法は、多くの場合について、T F Vの要請を満たす方法を例示している。しかし、それをいかにして行うかについての、確定的な証拠を提供するものではない。

このように、G A Pが存在していない取引は言うに及ばず、すでにG A Pが存在している取引や事象についても、会計処理を行う側で判断が要求されるのである。したがって、経済的実質優先という考え方は、本質的に実質主義的規制を指向するものと捉えることができる!¹⁷⁾

(3) 実務サイドのT F Vの解釈

会計目的が変質した場合、会計規制を行う側にとって重大な関心事となるのは、実際に逸脱行為が行われている状況である。そこで、次に実務サ

イドで細目規定からの逸脱が、どのように捉えられているか知ることが有用であろう。

Nobes and Parker(1991), およびParker and Nobes(1991)は、それぞれ企業の取締役と監査人のTFVの解釈についてのアンケート調査を行っている¹⁸⁾ここでは、それらを題材としながら、規制される側にとってのTFVを検討する。

①取締役のTFVの見方

まず、Nobes and Parker(1991)による、財務担当取締役に対するアンケート調査を概観する。対象企業は、The Times 1000にあげられているイギリスの大企業のうち、会社法の規制対象となる企業である。また、質問票の発送は1986年に行われている。

それによると、回答を寄せた431社のうち190社が、GAPの遵守が確認されたのち、TFV提供のための追加的検討を公式的に行っていることが、明らかになった。そうした検討を行う主体は、取締役、監査委員会あるいは外部者などによるレビューが中心であるとされる。

また、細目規定からの逸脱について、取締役がどのように考えているかについての調査結果は、表1に示すとおりである。それによると、回答企業のうち相当程度が逸脱の検討をしたことが明らかになる。また、表2で

17) このことは経済的実質優先思考に基づく具体的な会計基準が、実質主義的規制戦略に基づくものであることを必ずしも意味しない。実質主義的規制戦略に則った場合、少なくともある程度の幅で判断の多様性は許容される必要がある。

その一方、会計基準で定量的な判断規準等を設定し、かつその遵守を強制するのであれば、実務レベルでの判断は必要とされない。この意味で経済的実質優先という用語を用いることは、法と会計の規定の間にコンフリクトが生じていることを示唆するものである。したがって、規制戦略という観点からみたとき、いかなる文脈でこの用語を用いるか次第でその意味は異なってくることになる。経済的実質優先という用語を、法と会計の対立という構図で用いる場合、経済的実質優先思考に基づいて規制することと規制戦略の関係は、中立的なものである点に留意する必要がある。

18) 笹倉(1991)及び笹倉(1992)で、これら論文のより詳細な紹介と検討が行われているので、詳しくはそちらを参照されたい。

表1 T F V提供のための会社法・会計基準からの逸脱

	回答数	意図あり		逸脱した		監査人は認	
		no.	%	no.	%	no.	%
会社法	407	308	66	61	14	57	91
会計基準	436	411	94	140	32	118	89

注：監査人は認の割合は、逸脱したサンプルにしめるものである

出所：Nobes and Parker (1991, pp.368-369) をもとに筆者が加筆して作成

表2 監査人による逸脱の説得

回答数	会社法		会計基準	
	no.	%	no.	%
441	11	2	25	6

出所：Nobes and Parker (1991, p.369)

わかるように、企業が逸脱行為を意図した場合でも、監査人の説得によって取りやめるケースがあることも明らかにされている。

②監査人のTFVの見方

Parker and Nobes (1991) の調査は、会計事務所上位20社のテクニカル・パートナーとのインタビューによっている。

それによると、過去5年間に、会計基準あるいは会社法の細目規定からの逸脱を求めた顧客があると答えたのは、それぞれ15社と14社あった。その原因としては、会計基準に関しては特別項目の処理、会社法に関しては計算書類の様式が多くみられたとされる。また、2つの事務所が顧客によるそうした逸脱行為を思いとどまらせたとしている。

逆に、事務所側から顧客に、会計基準あるいは会社法からの逸脱を求めたことがあると答えたのは、それぞれ4事務所と8事務所である。その原因の例として、会計基準に関しては有価証券の評価方法について、会社法に関してはオフバランスシート活動報告の訂正があげられている。比較的新しい問題や議論が続いている領域で、こうした提案を行うとされている。

また、TFV規定に関して、どこまで企業の会計処理の裁量を認めると

解するかについて、ほとんどの事務所がTFV提供のためならば、GAPの遵守は必要ないと考えている。それに関連して、回答者の約半分が、会社法が1981年改正により細目規定を盛り込んだことが、TFV提供の障害になっていると考えていることが明らかにされた。

以上の調査結果から、Parker and Nobes(1991)は、監査人が現行会社法及び会計基準の遵守のみならず、ルールが確立しておらず議論を呼ぶ領域において、企業が監査人の見方に従うことを求めるため、TFV規定を用いていると結論づけている。

(4) 逸脱行為の戦略的活用と経済的実質優先思考

上で概観した実態調査をどのように位置づけるかは、評価する人によって異なるであろう。しかしながら、相当程度の企業の経営陣そして監査人が、TFV規定が単なるGAPの遵守以上のものを求めていると考えていることは確かであろう。

彼らが細目規定から逸脱した会計処理を行う場合、意思決定を行う人間の信念や意図あるいは利害が反映される。こうした要素は人によって異なり、結果としての会計処理についての判断も異なる。企業と監査人の間でもしばしば見解の相違があり、実際の処理法はその調整プロセスの産物である。

しかし、会計数値にかかる判断はそこにとどまらない。ある企業の計算書類をベースとした、様々な意思決定が行われる。そうした局面で意思決定を行う主体は、細目規定からの逸脱を望ましいと考えた主体と、同じような考えを持っているとは限らないのである。

こうした問題の一例として、1989年に起こったある買収劇におけるTFV提供のための逸脱のケースが、McBarnet, et al(1993)によって報告されている。買収側企業のElders IXL社は、当該年度の計算書類で転換社債を持分として計上し、監査人はその計算書類に適正意見を付与していた。その処理に対して、ターゲットとなったScottish and Newcastle Breweries

社は、アーサー・ヤング会計事務所（当時）にElders IXL社の転換社債の処理についてコメントを求めた。同事務所は、実際に社債が転換されていない時点での持分計上は、慎重性の原則に反するものであるとした^{19),20)}

Elders IXL社の行った転換社債の会計処理は、自己資本比率の向上という効果をもつため、買収活動を容易にするための有効な手段である²¹⁾。その意味で、この会計処理は、同社にとってきわめて戦略的なものであると位置づけることも可能である。一方、ターゲットであるScottish and Newcastle Breweries社が、買収を望まない場合、GAPから逸脱した転換社債の処理に異議を唱え、買収活動を困難なものにしようとすることは、同社の利害に照らしてみると、きわめて自然な判断であると考えることができる。

この場合の転換社債の会計処理を、経済的実質優先思考に基づいて考えてみる。転換社債は、実際に転換されるまでは法的に負債であることは明らかである。しかし、転換されることが「確実に」予測されるならば、その経済的実質は株式である。TFVの新しい意味に鑑みると、細目規定か

19) McBarnet, et al (1993)は、敵対的な当事者が対立的な解釈をするという意味で、このような会計処理にかかる状況を敵対的会計(adversary accounting)としている。

20) 現行会社法では、企業が計算書類の作成にあたって遵守すべき会計原則を、第4付則第10条から14条で規定している。条文の順序に従って示すと、次のようになる：

- (a) ゴーイング・コンサーンの原則
- (b) 継続性の原則
- (c) 慎重性の原則
- (d) 発生主義の原則
- (e) 総額主義の原則

そして同付則第15条で、これらの会計原則から逸脱する場合はその旨明示することが要求されている。

Scottish and Newcastle Breweries社がElders IXL社の転換社債の処理を批判する根拠として用いたのは、このうちの(c)である。しかし、TFV提供のための逸脱行為の場合、これらの会計原則の適用範囲外であると考えられる。

21) 企業がロンドン証券取引所に上場している場合、M&Aなどの取引規模に応じてクラステストの要件を満たす必要がある。これは、取引の規模と総資産額あるいは純資産額等の割合に照らしてその取引の重要性を分類し、企業がその取引を行う際に充足すべき手続きを示すものである。

このケースの場合、転換社債を持分に分類することで取引規模と純資産額の関係でみた場合、企業が果たすべき要件が緩和されることになる。

ら逸脱したElders IXL社の処理は、たとえそれが戦略的意図に基づくものであったとしても、積極的に推進すべき実務である、という結論に至る²²⁾

このように、経済的実質優先思考とTFV提供のための逸脱行為がリンクし、かつ規制側が会計目標を強調すればするほど、企業が戦略的に会計処理を行う可能性が高まることとなる。したがって、規制する側にとってはこうした事態を防止するために、一種の防御壁を設けることが課題となる。

(5) 事後的規制手段とそのジレンマ

TFVの意味を会計目標とし、現行の制度を所与とすると、実務側の行き過ぎた包括規定の解釈を防止するための防御壁として、いかなる制度の運用が考えられるだろうか。

一つの方法は、現実のイギリス会計制度がおこなった構造改革の、より一層の推進である。つまり、TFVの意味自体を再びGAPの遵守というものとし、逸脱行為を認めない方向へ会計制度全体の運用を誘導していくことである²³⁾ この意味するところは、会計基準や会社法自体が経済的実質優先思考を織り込んだものであり、きわめて特殊なケースを除き、企業が独自にTFVを考慮する必要はない、ということである。

一方でTFVを経済的実質優先の意味に捉えた場合、どのような施策が考えられるだろうか。実質主義的規制戦略においては、適法性あるいは適正性について実務の事後的な評価が不可欠である。しかし、その判断が直接的に法的手段につながるならば、正統性についての問題が生じる。現行制度で計算書類の評価の任を担っているのはFRRPであり、正統性を維持しつつ現在の規制戦略を追求する場合、その活動が大きな鍵を握ることになる。

22) 仮に、転換社債の処理規定を変更し、転換が確実に予測される場合には、持分として計上することを認める旨の基準を作成しても同様の問題は生じうる。何らかの定量的な基準を設定して、「確実」の意味を規定しないならば、細目規定からの逸脱ではないにしても、判断局面での意見の相違は生じうる。

現在のFRRPの役割は、既述の通りGAPの遵守率を高めることである。会計制度を、両規制戦略の複合体と捉えるならば、これ自体はGAPの有権性の確保のために必要なことである。しかし、TFVを会計目的と考える場合、それでは片手落ちの規制となる。規制側は逸脱行為のチェックに加えて、GAP遵守ではTFVが提供できない場合の監視も行わなければ、この文脈でのTFV規定の存在意義は疑わしいものとなる。

よって、FRRPはGAPを遵守し作成されている、大多数の企業の計算書類をも検討する必要がある。現実的に考えて、それには物理的制約があまりにも大きいといわざるを得ない。FRRPがこうした役割を放棄

23) 現実に採用されている対応策に基づいて施策を分析すると、以下のようなものが考えられる。

一つ目は、会社法第226条(4)の適用範囲を拡大することである。この意味するところは、細目規定が環境変化にキャッチアップできない場合、企業にかんするTFVは、計算書類本体でのみ示すことは不可能であり、あらゆる表示方法が考えられる追加的情報を視野に置くことにより獲得できる、ということである。したがって、いわゆるIR活動等と会計制度の関係がクローズアップされることとなる。

二つ目は、理論的な整合性を度外視してでも、問題が知覚された後可能な限り迅速に、その経済活動の処理法を規定することである。このことは、直接的に会計基準あるいは会社法の規定の変更を意味しない。現行のイギリス会計制度では、UITF(Urgent Issues Task Force)という機関が公表する文書が、その役割を担うと考えられる。UITFの委員間で合意に達した事項は、UITF抄録(Abstract)として公表される。問題が発生した後に、UITF抄録により応急処置を行い、その間に基準作成に向けてのデュー・プロセスを取ることとなろう。UITF抄録は柔軟に変更・追加されることで問題の沈静化は実現できるが、計算書類の期間的な比較可能性をある程度犠牲にしなくてはならない。

三つ目は、会計基準あるいは会社法の細目規定自体を概念的なものにすることである。この点については既に言及したが、近年基準作成の際に採られている方法である。従来TFV実現のための逸脱行為を宣言することは、議論の余地ある会計処理のある種「警報」の役割を果たしていた。しかし、細目規定が実質主義的方向にシフトする場合、従来逸脱行為であったものが、GAP遵守の枠内で行われる可能性があることを意味する。したがって、上述のUITFが実務における規定解釈を誘導することや、監査人のGAPについての理解が、適切な規制のためにより一層重要となる。

四つ目は、FRRPによるGAP遵守の事後的なチェックである。FRRPの活動状況として、現在入手できるケースは25件であり、これらすべてがGAPを遵守していないことによるものである。未だFRRPが裁判にまで持ち込んだケースは存在しておらず、企業の処理を是認したケースと、GAPに基づく再表示を要求したケースがおおよそ半々である。

しつつ、TFVの会計目標としての位置づけを保持することを望むとしよう。この場合、規制する側にとって考えられる対応は、企業が採用しているTFV提供のための検討プロセスを信頼することである。そして、GAPを遵守して作成された計算書類がミスリードするものであったとして、情報利用者が企業を訴える場合にのみ、GAP遵守の計算書類の適法性を検討することとなる。

一方物理的制約を所与として、FRRPを機能させるためには、何らかのターゲットを設定して計算書類の適法性を検討する必要がある。すなわち、ある種狙い撃ち的な規制の網が、法的帰結を導く以前の段階とはいえ存在することとなるのである。

VII. 結論とインプリケーション

本稿では、TFVの意味内容の変遷を中心において、イギリス会計制度の近年の全体的変化を分析した。そこで、TFVのような包括規定が存在する場合、それが単にGAPの遵守を意味するならば、その存在意義が喪失するばかりか、環境変化の激しいときには会計制度が機能不全に至る可能性があることを指摘した。

その一方、包括規定が会計目的を意味する場合には、様々な事象の処理法に関して多様な判断が存在し、その結果としての計算書類はばらつきの大きなものとなりうる。その場合、適切な事後的規制手段を持ち合わせていなければ、会計制度自体が有効に機能しなくなるリスクがあるが、現実的に裁判等に直結しない事後的な規制は、きわめて困難であることを指摘した。

以上の点を総括してみる。TFVのような包括規定をいずれの意味で捉えようと、何らかの制度的限界は不可避的なものである。このことを所与として会計制度全体を考えた場合、形式主義的規制戦略に寄ったアプローチの方が、制度自体の運用としては容易であり、かつ低コストであると位

置づけることができる。

実質主義的規制が放任主義と厳密に区別される限り、企業の計算書類がTFVを提供しているか否かを確認するためには、企業及び監査人の会計処理に対する理念、信条、あるいは意図などの調査が不可欠である。こうした調査には、実務側の真のポリシーを見抜くというきわめて困難な作業が伴う。それに加えて、多大な時間とヒアリング等のコストがかかる上に、ある種の準拠点ではあるが遵守される可能性が不確かな、GAP作成にかかるコストも看過する事はできない。

規制戦略的観点からみると、近年のイギリス会計制度の全般的変化とは、形式主義的アプローチをベースとしてどこまで例外を許容するか、という模索過程と位置づけることができる。TFVの意味という観点からみると、GAPの遵守という意味に、どこまで会計目的という意味を付与するか、という模索過程に他ならない。イギリス会計制度は、伝統的に企業の裁量を認める幅が大きかったため、こうした模索過程を描写する上で、適切な素材であると思われる。

本稿での分析では、いずれかの規制戦略を厳密に追求した場合の会計規則構造を明示的に示していない。その意味で、本分析枠組みに基づく会計制度研究にとって、上の記述は予備的な結論である。しかしこの分析によっても、以下のようなインプリケーションの提示が可能であろう。

まず第一点として、TFVのような包括規定がGAPの意味であると位置づけられ、規制側が企業にその遵守率の向上を求めるならば、(理論的整合性という意味を考えなければ)概念フレームワークなどの文書は、実際の会計規定を追加・変更する場合の根拠など、きわめて限定的な局面でのみ機能する、ということである。そういった文書が、実務家の判断の指針であるためには、彼らの判断の多様性を許容し、一定の事後的規制を行う方向へと制度の運用方法を変えていく必要がある。したがって、概念フレームワーク等を作成するにあたり、会計制度におけるそれらの位置づけや、それに伴う制度の運用方法のシフトについても十分にデザインしておくこ

とが必要である。

第二点は、本稿で行った会計制度のダイナミズムの分析や、制度比較を行う場合の、当該制度の運用方法に注目することの重要性である。これはとりわけ、包括規定が存在する場合に顕著である。たとえば、現在のEU加盟国は、いずれの国も会社法の会計規定に関しては統一され、TFV規定の優先性を認めている。しかしながら、Busse von Colbe(1983)などで指摘されているように、TFV提供のための逸脱行為の実態は、国によって隔たりがある。これには、各国のそれまでの会計慣行や文化的要因が影響していることが推察される。会計基準の国際的調和が叫ばれる昨今、それらの要因が会計制度の運用状況にどのように作用しているかを理解することは、国際的調和化の実現可能性や限界を探る上で有益である。さらに、本稿の結論を念頭に置けば、国際的調和化を真に追求するならば、各国制度の形式主義的方向への戦略的誘導が有効である、ということになる。これらの点のより厳密な論証は、筆者に残された課題である。

【参考文献】

- 安藤英義(1995),「会計における主観主義と客観主義」『会計』,5月号,pp.1-14
- 笹倉淳史(1991),「真実かつ公正な概観の遵守状況—Nobes=Parkerの調査を手がかりとして—」『関西大学商学論集』,8月号,pp.35-58
- 笹倉淳史(1992),「監査人による真実かつ公正な概観の理解について—Parker=Nobesの調査を手がかりとして—」『関西大学商学論集』,6月号,pp.1-32
- 田中 弘(1993),『イギリスの会計制度—わが国会計制度との比較検討—』中央経済社
- 田中建二(1991),『オフバランス取引の会計』同文館
- 千葉準一(1991),『英国近代会計制度—その展開過程の探求—』中央経済社
- 友岡 賛(1985),「「真実且つ公正なる概観」考くその1—イギリス会社法の変遷を中心に—」『三田商学研究』,10月号,pp.47-71
- 西山芳喜(1988),「イギリス企業会計法の特徴—「真実且つ公正な概観の要請」を中心として—」『産業経理』,10月号,pp.109-117
- 松浦良行(1994),「会計規制のあり方とブランド計上問題—イギリスにおける論争の展開—」『産業経理』,7月号,pp.104-113

- 松浦良行(1995),『イギリス会計制度のダイナミズム—規制アプローチに基づく分析—』一橋大学大学院博士後期過程単位修得論文(未公表)
- 山浦久司(1993),『英国株式会社会計制度論』白桃書房
- APB(1970), *Opinion No.4 ; Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, American Institute of Certified Public Accountants
- Busse von Colbe,W. (1983), “A Discussion of International Issues in Accounting Standards Setting,” in Bromwich,M. and A.G. Hopwood(eds), *Accounting Standards Setting; An International Perspective*, Pitman, pp.121-126
- Chopping, D. and L.Skerratt(1994), *Applying GAAP 1994/95*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)
- FRC(1991), *The Financial Reporting Council : the Accounting Standards Board : the Financial Reporting Review Panel ; A Brief Review*, FRC
- Freedman, J. and M.Power(1992), “Law and Accounting : Transition and Transformation,” in Freedman, J. and M.Power(eds), *Law and Accountancy*, Paul Chapman, pp.1-23
- Flint,D. (1982), *A True and Fair View in Company Accounts*, Gee & Co.
- Hoffman,L. and M.H.Arden(1983), “Legal Opinion on ‘True and Fair’ ”, *Accountancy*, November, pp.154-156
- Kress, K.(1989), “Legal Indeterminacy,” *California Law Review*, March, pp.283-338
- Lee, T. (1973), “Accounting for Goodwill,” *Accounting and Business Research*, Summer, pp.175-196
- McBarnet, D. and C.Whelan(1993), “The Elusive Spirit of the Law: Formalism and the Struggle for Legal Control,” in Freedman, J and M. Power(eds), above mentioned, pp.80-105
- McBarnet, D., S.Weston and C.J.Whelan(1993), “Adversary Accounting: Strategic Uses of Financial Information by Capital and Labor,” *Accounting, Organizations and Society*, 1, pp.81-100
- Nobes, C.(1983), “The Evolution of the Harmonising Provisions of the 1980 and 1981 Companies Acts,” *Accounting and Business Research*, Winter, pp.43-53
- Nobes, C. and R.H,Parker(1991), “‘True and Fair’:A Survey of UK Financial Directors,” *Journal of Business Finance and Accounting*, April, pp.359-375

- Parker,R.H. and C.Nobes(1991), “‘True and Fair’:UK Auditors View,”
Accounting and Business Research, Autumn, pp.349-361
- The Review Committee (1988), *The Making of Accounting Standards:
Report of the Review Committee under Sir Ron Dearing*, ICAEW
- Rutherford,R.H.(1985), “The True and Fair View Doctrine: A Search for
Explanation,” *Journal of Business Finance and Accounting*,
Winter, pp.483-494
- Schauer, F.(1988), “Formalism,” *The Yale Law Review*, March, pp.509-548
- Walton, P.(1991), *Occasional Research Paper No.7: The True and Fair
View: A Shifting Concept*, The Chartered Association of Certified
Accountants